(表面)

	特別障害者手当認定診断書(視覚障害用)												
	(ふりがな) 氏 名		男・	女 生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日					
	住所		L	障害の原因 なった傷痕									
	傷病の原因又は誘因	先天性 後天性 (疾病 ・ <sup>2</sup> 労災 ・ <sup>3</sup>	下慮災 ・ その他)	傷病発生 年月日	昭和 平成 令和	年	月	日					
	のため初めて医師 の診断を受けた日	昭和 平成 年 令和	月 日	将来再認定 の要	有(	年後)	· 無						
現症	眼所見 (前眼部	中間透光体、眼底所見)											
	   視 力 	右 眼 左 眼	カ 矯正視力	第正可证	能の場合は使用	用眼鏡の種類	とその度数						
備考			<u> </u>										
-	上記のとおり診断します 令和 年 月 病院又は診療 所 在	日 听の名称 地		医纯氏令									
	診療担当科名												

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

字は楷書ではっきりと書いてください。

(A列4番)

## 注 意

- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。 この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなること がありますので、詳しく記入してください。
- 2 ・xで答えられる欄は、該当するものを で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けてそれに 記入してください。
- 3 の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病については初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 の欄の視力測定の際の照度は、200ルクスとしてください。
- 5 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべく詳しく診断結果を付加記入してください。

	特別阿	障害者手:	当認定詞	<b>诊断書</b>	[ 聴	覚、平衡機能.	、そ	しゃく、	音声又は	は言語機能	障害用	
(ふ り が な) 氏 名					男・女	田和 生年月日 平成 令和			年	月	日	
住 所		障害の原 なった傷										
傷病の原因又は誘因	先天性 後天性 (	(疾病・	不慮災	・労災	・その他)	傷病発 年 月	生	昭和 平成 令和	年	月	日	
のため初めて医師 の診断を受けた日	昭和 平成 令和	年	月		日	将来再認 の要	定	有(		年後	) .	•
	漬(純音聴力)		F00	1000	2000	1		(イ)	明眼起立 明眼起立			
聴力レベ   	.)\(\begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	右	500	1000	2000				(可能・不能	能)		
		左					平衡					
				(dB値でi	記入)		機能		1 0 m歩行 ( 可能・不能	er /		
	-10 dB						障害		(う能 (1) (手すり等)	/	l I	
	10 20								( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	30 40							,	流動食以外(			
	50 60						そ		(可能・不能	能)		
	70 80						しゃ	(口)1	) 食餌が常に[	コからこぼ	れ出る	
	90						く機		(出る・出7	ない)		
所見 <b>「</b> 聴覚の障害に	2	250 500			4000 H	z ない者に対し、刳	能	(ハ)-	-日の大半	を食事に要	する	
別表第2に該	当する診断を行う 検査所見を記入し	う場合には、ABF	R検査(聴性)	脳幹反応検査	(1) 等の検査を実	施し、	障 害		(要する・	要しな		
						<u> </u>						
音声言語機能障害 ア 会話による意	思疎通の程度(	(該当するものを	を選んでどれ	いか1つを つ	で囲んでくださ	,1。)						
1 患者は、話すでも成立する。		することにほとん	んど制限がな	く、日常会記	舌が誰と 3	患者は、話すことの制限があるため 見当をつけること	り、日	常会話が、	互いに内容を			
2 患者は、話す						患者は、発音に関	関わる	機能を喪失	するか、話す			
	、日常会話が、5 音 (構音障害、				· ·	どちらか又は両ア してください )	うがほ	とんどでき	ないため、日	常会話が誰と	も成立した	ない。
77	当するものを選ん					•	る検査	≦結果 (∶	語音発語明瞭原	度検査など)		
口唇音(ま行 1 全て発	音、ぱ行音、ぱ行 きできる	可音等) 2 一部発音	できる	3 発音	不能							)
歯音、歯茎音	(さ行音、た行音	音、ら行音等)										
1 全て発 歯茎硬口蓋音	音できる (しゃ、ちゃ、じ	2 一部発音 ジゃ等)	できる	3 発音	不能							
	音できる 行音、が行音等)		できる	3 発音	不能							
1 全て発	音できる	2 一部発音		3 発音	不能							<u>ノ</u>
	の程度 (失語症 及び理解の程度(			- ,	『囲んでくださ	生锰烷仁则	オス*	金杏丝里 (*	標準失語症検査	≛かどヽ		
単語の呼称(	単語の例: 家、	靴下、自動車、	、電話、水	)			19 2013	)不叫且朱	家千人 <u>品</u> 证18.1	<b>1</b> 40)		)
1 できる 短文の発話(	, 2 おおも 2~3文節程度、	ひねできる 3 例: 女の <sup>-</sup>			できない							
1 できる 	2 おおも 4~6文節程度、	ひねできる 3										
1 できる	2 おおも	ひねできる 3										
単語の理解( <sup>*</sup> 1 できる	例: 単語の呼称 , 2 おおも	-	あまりで	きない 4	できない							
短文の理解(	短文の理解(例: 短文の発話と同じ) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない 長文の理解(例: 長文の発話と同じ)											
長文の理解(												
1 できる エ その他の所見			あまりで	きない 4	できない							
喉頭全摘・その他の	)手術 (手術名	:							) 手術年月日	日:令和	年	月
備考 <b> </b> :記のとおり、診断します。	_											
令和 年 病院又は診療所の名称	月 日											
所 在 診療担当科名	地		医	師氏	名							

## 注 意

- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
  - この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなることが ありますので、詳しく記入してください。
- 2 ・×で答えられる欄は、該当するものを で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入してください。
- 3 の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障害者が障害の原因となった傷病については初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 の欄のデシベル値は、話声域すなわち周波数500、1,000、2,000、における純音の各々のデシベル値とする。
- 5 の欄の「所見」は、聴覚の障害で障害年金又は身体障害者手帳を取得していない者については、オージオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査(ABR)等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(検査方法及び検査所見)を記入してください。また、この診断書のほかに、その記録データのコピー等を必ず添えてください。
- 6 の欄の「イ 発音不能な語音」は、構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。発音 に関する検査を行った場合は、その検査結果を「 発音に関する検査結果」欄に記入してください。
- 7 の欄の「ウ 失語症の障害の程度」は、失語症がある場合に記入してください。失語症に関する検査を行った場合は、そ の検査結果を「 失語症に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果表を添えてください。
- 8 口頭による諸検査結果と他覚所見が一致しないような場合は、備考欄になるべく詳しく診断結果を付加記入してください。

(表 田)																					
特別障害者手当認定診断書(肢体不自由用) (ふ り が な)																					
F		יני טי	名						・女	生	年	月	日	3	昭和 平成 令和		年	月	日		
组	住 所 障害の原因 の 傷病名 先天性												因と	なった							
	傷病	の原因又は	誘因	後之他	天性 ( )	疾病	・不慮	災・労	·災・ <del>-</del>	₹の	傷病発生年月日				昭河 平月	戓		年	月	日	
		が初めて医師 けた日	師の診	4	3和 <sup>2</sup> 成 ∂和		年	月		日		将来	再認定	の要	有	(	Í	拝後)	・無		
現 症																					
	左右 欠損部分 知覚見失部分 222 知覚純麻部分 知覚異常部分 × その他の障害の部分 × その他の障害の部分 (注) 褥瘡瘢痕も記入してください。																				
2 四肢	人周行	2 ( c m )											3	四肢	長(	c m )					
	上腕中央部			前腕最大部			大腿中央部			下腿最大部					上肢も	₹		下肢	長		
右	ī								右									]			
左	Ξ .													左							
4 34/	, <del>,,,,,,,</del> ,																				
4 神紀		的所見 D覚障害		.有	無(	あれに	ば上図	に記入	するこ	(실											
	ii	<sub>▽</sub> 重動麻痺の	<b>種類</b> (該	ち当る	トるも	のを	で囲	んでく	ださし	1)											
		J (†L)									1.4.44	- 6 IH									
		地緩性・痙'									しんで	. ル性									
		章害の起因							ださい	١)											
	A	凶性・脊髄	性・末梢	首神経	圣性・	筋性	その	他													
	i	<b>者反射検査</b>																			_
		上 肢	腱反	射		下	肢	建反	射		/\	(ビン)	スキー	反射			その	の他の指	<b>茅的反</b> 身	<b>寸</b>	
右																					
左			υ																		1
E		<b>ぎうこう・</b>	直腸麻痺							1	1		1								
于	部	位						指				指	—— 握			右(					
指の					屈曲		+ +				伸展			-	申展		<u>-</u>	左	(	kg )	
関		中手指節			右	度	度	度	度				度	度	度		7 J	部位	Ž		
節 の		( MP	)		左	度	度	度	度				度	$\vdash$	度	<u></u>	着の	手術日	1		
可 動 域	近( ( <sup>E</sup>	立指節間関 発指では指摘	節(PIP節間関節	j)	左	度度	度 度	度 度	度度				度度	度度	度 	骨頭領・	別状態	昭和 平成 令和	年	月	日

8					右			左							
	部位	運動の		関節可動域 関節運動筋力 関節可動域 他動 強直 正常又は <sub>半減</sub> 著減又 他動 強直 正常又		節運動筋ス									
節	ᇚ	種類				半減				正常又は やや減	半減	著減又 は消失			
可 動	首														
域 及	体幹														
び	肩関節														
筋力	ちゅう 肘関節														
首	手関節														
体	- -														
幹・	股関節														
匹	しつ 膝関節														
肢	足関節														
	1	(起床かり	ら就浸ま	で使				_							
補使即用	ア 義 手 イ 義 足 ウ 上肢補装具 エ 下肢補装具 2 ときどき使用 オ つ え カ 松葉づえ キ 車 い す ク 歩 行 車														
補 使用状况															
县 况	」 使用 2 9														
	10秒 "														
	ひとりでできてもうまくできない場合x       を付けること。       10秒ではできないx         8 と 9 の場合       30秒以内にできる○														
	ひとりでは全くできない場合x 1分 "														
	1分ではできないx   補助具等														
	使用 使用 使用 しかい										用一曲用				
日常		まむ(新	聞紙が引	き抜け	- 「右 左	UALI	10	ズボンの	D着脱(d	どのよう	<u> </u>	61			
日常生活	ない程度) [ 左														
動	抜けない程度) 「左」 」 姿勢でもよい)														
作の	3 タオルを絞る(水をきれる程度) 両手 12 9 7 3 (正座・横9 7) 4 とじひもを結ぶ 両手 (このような姿勢を持続														
障 害	5 食事をする [ 右														
程度		顔を洗う(顔に手のひらを 「 右													
100		つける)													
		ろに手を <sup>∙</sup> ぶりシャ`	-	时~	1 左		15 16	立ち上る階段をの							
		スラファ イシャツ(					17	階段をお							
	(注)									 ·)を要した場合	 îを記入す	ること。			
<b>一</b>	(,					- 2-,				, -24 - 1 - 4 -	. –				
備 考 ———————————————————————————————————															
	上	記のとおり	診断しま	す。											
	令和	年	月 日	3											
	病院又は診療所の名称														
		所	在	地											
		i	<b>疹</b> 摂当和	4名			医師日	氏名							

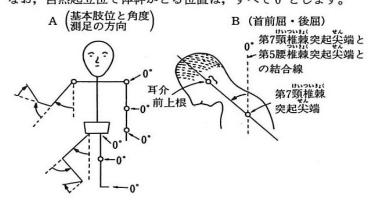
## 注意

- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。 この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定 が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ・xで答えられる欄は、該当するものを で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付け てそれに記入してください。
- 3 の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- 4 の欄は,次によつてください。
  - (1) 1の図は,障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
  - (  $^2$  ) 3の「四肢長」の測定は,上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで,下肢長については,腸骨前上棘より内果までの距離を測つてください。
  - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを で囲んでください。
  - (4) 5及び8の「関節の可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、運動の方向別に解剖学的肢位を0°(前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。)とした測定方法(昭和49年6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法)により測定した最大可動域を記入してください。

四肢の角度の測り方

例

- ア 自然起立姿勢で四肢関節がとる位置は、次のような角度になります。 肩関節 0°, 肘関節 0°, 手関節 0°, 股関節 0°, 膝関節 0°, 足関節 0°(図A参 照)
- イ 四肢の運動角度は、図Aの **)** の角度を記入してください。
- ウ 首・体幹の運動角度は、図 $B \cdot C \sigma$  の角度を記入してください。 なお、自然起立位で体幹がとる位置は、すべて0°とします。



C (体幹前屈・後屈)



(5)8の筋力の程度を表す具体的な「程度」は次のとおりです。

正 常...... 検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合 やや減...... 検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減...... 検者の加える抵抗には抗し得ないが,自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合(筋力

テスト3)

著 減...... 自分の体部分の重さに抗し得ないが,それを排するような肢位では自動可能な場合(筋力

テスト1又は2)

消失…… いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合(筋力テスト0)